

レクバレーをみんなで楽しむ会 会 則

1. 会の名称と事務所

この会の名称は「レクバレーをみんなで楽しむ会」とします。この会の運営を円滑に行うため世話人代表宅に事務所をおきます。

2. 目 的

この会は、スポーツ振興法等のスポーツ法令の趣旨に賛同し、名古屋市教育委員会が考案し、名古屋市が誇る市民スポーツ・生涯スポーツであるレクリエーション・バレーボール(レクバレー)を、**誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも楽しむことができる環境をつくり、もって本来のスポーツ振興や地域コミュニティ形成に寄与することを目的とします。**

3. 活 動

この会は目的のために以下の活動を行います。

- (a) レクバレーや生涯スポーツ振興に関する情報の収集と提供
- (b) レクバレーを楽しむ人々のネットワークづくり
- (c) レクバレー大会・練習会の開催
- (d) 他の関係者や関係団体との連携
- (e) その他必要な活動

4. 会 員

この会の趣旨に賛同する人は、この会に登録し会員になることができます。会員はこの会の運営に携わり、この会の決議に参加できるものとします。会員は本人の意思により退会することができます。

5. 世話人と世話人会

会員の承認を得て、会員数名を世話人とします。世話人の任期は原則として1年とし、再任を妨げません。世話人により世話人会を構成します。世話人会は会員の意見を尊重しながら会の活動を率先して推進する役割を担うものとします。

- (a) 世話人会の互選により世話人代表をおきます。世話人代表はこの会を代表します。
- (b) 世話人会は会計を選任します。
- (c) 世話人会は役割分担として、副代表、会員連絡担当、報道担当、広報担当、他団体連携担当など必要な担当を設けます。
- (d) 世話人会は会員名簿を作成し適切に維持保管するものとします。

6. 決 議

決議事項は、世話人会あるいは会員の提案により、会員の総意で決定します。

7. 会 計

この会の活動に必要な費用は、特別会費、寄付金、その他の収入でまかないます。毎年4月から翌年3月を会計年度とし、会計年度の初めに会計報告を行い、会員の承認を得るものとします。

8. 会則の制定・改廃

この会則は会員の総意で制定し改廃するものとします。

制定・実施 2002年4月7日